

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	総務部 総務課 法規担当	
許 認 可 等 名	保有個人情報の利用停止	
根 拠 法 令	個人情報の保護に関する法律	
根 拠 条 項	第101条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5021)	
審 査 基 準	基 準	別紙のとおり
	参 考 事 項	
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 (年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数19日(休日を除く)
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 (年 月 日最終変更)